

令和7(2025)年度版

じんけん まど 人権の窓

【小学生(高学年)・中学生向け】
【部落差別(同和問題)編】

～作られた身分による差別をなくすために～



しぶそめいっき
渋染一揆

とちぎけんきょういくいんかい
栃木県教育委員会



部落差別(同和問題)の解決をめざして

日本では、政治的に作られた身分差別により、一部の人々が長年にわたり差別を受けてきました。それらの人々は、特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、今も結婚や就職などで差別を受けることがあります。

これまでの歴史をひもとくとともに、これらの偏見や差別が不合理であることを確認していきましょう。



一揆について

中世以降、日本では、農民や町人などが自分たちの要求を通すため、領主や役人に対して反乱が起きました。これらを「一揆」といいます。江戸時代には、武士に対して自分たちの思いや願いを訴えることが難しく、訴えを起こすことは命がけでした。中には、大きな集団を形成して圧力をかけて要求する「強訴」や、家に押し入り家財等を壊して回る「打ちこわし」など暴力行為を伴う一揆もありました。



「渋染一揆」について

1855年、藩財政が苦しくなった岡山藩は、住民に対して2つの「倭約令」を出しました。1つは百姓を対象としたもの、もう1つは百姓や町人とは異なる身分とされた人々を対象としたものでした。

詳しく知ろう！

「倭約令」について



「^{けんやくれい}倭約令」について

「^{けんやくれい}倭約令」とは、^{ばくふ}幕府や^{はん}藩が^{りょうみん}領民に対して^{ぜいたく}贅沢を^{きん}禁止した^{ほうれい}法令のことです。「^{たかね}高^{しな}値の^{ばいばい}品を^し売^{ばい}買してはいけないこと」や「^{いふく}衣服や^{かみかざり}髪飾りは^{しっそ}質素な^{しやう}ものを使用すること」など、^{みぶんそうおう}身分相應の^{せつやく}節約を^{めい}命じた^{ないよう}内容でした。





「渋染一揆」について

おかやまはん だ さ ゆう けんやくれい よ ちが み
岡山藩が出した左右2つの「俟約令」を読み、違いを見つけてみましょう。

おかやまはん ごけんやくおふれがき いちぶぶん
岡山藩の「御俟約御触書」の一部分

はんない す すべ ひとびと たい
(藩内に住む全ての人々に対して)

だんじよ もめん
一、男女ともに「木綿」の

き
ものを着なさい。

いかりやく
・・・以下略・・・

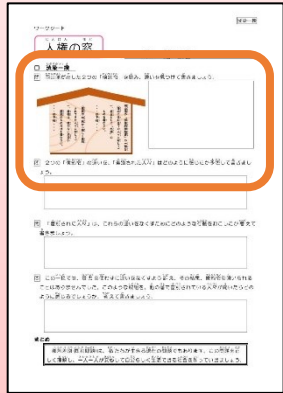
のうみん ちようみん きび さべつ
(農民や町民から厳しく差別

ひとびと たい
されてきた人々に対して)

きもの もん しぶぞめ
一、着物、紋のない渋染か

あいぞめ き
藍染のものだけを着なさい。

いかりやく
・・・以下略・・・



つぎ
次のスライドで
ちがいをかくにん
確認しよう。



ワークシートに
か
書きましょう。



「^{し ぶ ぞ め い っ き}渋染一揆」について

岡山藩の「御儉約御触書」の一部分
（藩内に住む全ての人々に対して）
一、男女ともに「木綿」の
ものを着なさい。
・・・以下略・・・
（農民や町民から厳しく差別
されてきた人々に対して）
一、着物は、紋のない「^{し ぶ ぞ め}渋染」か
「^{あ い ぞ め}藍染」のものだけを着なさい。
・・・以下略・・・

百姓の衣服は「木綿」、差別され
た人々の衣服は「^{し ぶ ぞ め}渋染」か「^{あ い ぞ め}藍染」
とされました。

詳しく知ろう！ 気になる項目をクリック 

^{し ぶ ぞ め}「渋染」や^{あ い ぞ め}「藍染」の服

^{も め ん}「木綿」の服

も めん ふく
「木綿」の服

ひゃくしょう い ふく も めん
百姓の衣服は「木綿」とされ、
め だ そ もの きん し
自立つ染め物は禁止されました
が、も よう はい けんやくれい
模様が入っていて俵約令が
だ い ぜん しょ じ
出される以前から所持している
ものはみと
認められていました。

おび ちやうきおりだん も よう
帯 茶浮織段模様



こ そで こ ん も め ん し り か ん じ ま も よう
小袖 紺木綿地璃寛縞模様



こちらもかくにん
こちらも確認しよう↓

しぶぞめ あいぞめ ふく
「渋染」や「藍染」の服

しほつてん こくりつぶん かざい きこう しょうひんとうごうけんさく
出典：国立文化財機構所蔵品統合検索システム

小袖

https://colbase.nich.go.jp/collection_items/tnm/l-3657?locale=ja

帯

https://colbase.nich.go.jp/collection_items/tnm/l-736?locale=ja



しぶぞめ あいぞめ ふく
「渋染」や「藍染」の服



かきしぶぞめ いふく
柿渋染めの衣服

しゃしん ごきょうりよく
写真の御協力：
わすいあん (WASUIAN) さま

ひゃくしょう いふく もめん
百姓の衣服は「木綿」とされた
いっぽう さべつ ひとびと いふく
一方で、差別された人々の衣服は
むじの「渋染」や「藍染」とされ、
ひゃくしょう しっそ み
百姓よりも質素なものを身に付けることとされました。



あいぞめ いふく
藍染めの衣服

かくにん
こちらも確認しよう↓

もめん ふく
「木綿」の服

「^{しぶ}染^{ぞめ}一^い揆^っ」について

その他に、^{ほか}差別^{さべつ}された人々^{ひとびと}に^{たい}対しては

^{あめ}雨^ひの日は^はげたをはいてもよいが、
^{ほか}他の^{むら}村^いに行くときは^はげたをはいてはならない

と^{めい}命じた^{ないよう}内容もありました。





「渋染一揆」について

これらの^{ちが}違いを、「差別^{さべつ}された人々^{ひとびと}」はどう^{かん}感じたか^{かんが}考えてみましょう。

おかやまはん
岡山藩の「御儉約御触書」の一部分
はんない す すべ ひとびと たい
(藩内に住む全ての人々に対して)
一、男女^{だんじょ}ともに「木綿^{もめん}」の
ものを^き着なさい。
・・・以下略・・・
一、着物^{きもの}は、紋^{もん}のない^{あいぞめ}渋染^{しぶぞめ}が
されてきた人々^{ひとびと}に対して)
(農民や町民^{のうみん ちやうみん}から厳^{きび}しく差別^{さべつ}
されてきた人々^{ひとびと}に対して)
・・・以下略・・・
一、着物^{きもの}は、紋^{もん}のない^{あいぞめ}渋染^{しぶぞめ}が
されてきた人々^{ひとびと}に対して)
(農民や町民^{のうみん ちやうみん}から厳^{きび}しく差別^{さべつ}
されてきた人々^{ひとびと}に対して)

ワークシート

人権の窓

一、着物は、紋のない渋染が

二、男女ともに「木綿」の

三、以下略

四、以下略

五、以下略

六、以下略

七、以下略

八、以下略

九、以下略

十、以下略

十一、以下略

十二、以下略

十三、以下略

十四、以下略

十五、以下略

十六、以下略

十七、以下略

十八、以下略

十九、以下略

二十、以下略

二十一、以下略

二十二、以下略

二十三、以下略

二十四、以下略

二十五、以下略

二十六、以下略

二十七、以下略

二十八、以下略

二十九、以下略

三十、以下略

三十一、以下略

三十二、以下略

三十三、以下略

三十四、以下略

三十五、以下略

三十六、以下略

三十七、以下略

三十八、以下略

三十九、以下略

四十、以下略

四十一、以下略

四十二、以下略

四十三、以下略

四十四、以下略

四十五、以下略

四十六、以下略

四十七、以下略

四十八、以下略

四十九、以下略

五十、以下略

五十一、以下略

五十二、以下略

五十三、以下略

五十四、以下略

五十五、以下略

五十六、以下略

五十七、以下略

五十八、以下略

五十九、以下略

六十、以下略

六十一、以下略

六十二、以下略

六十三、以下略

六十四、以下略

六十五、以下略

六十六、以下略

六十七、以下略

六十八、以下略

六十九、以下略

七十、以下略

七十一、以下略

七十二、以下略

七十三、以下略

七十四、以下略

七十五、以下略

七十六、以下略

七十七、以下略

七十八、以下略

七十九、以下略

八十、以下略

八十一、以下略

八十二、以下略

八十三、以下略

八十四、以下略

八十五、以下略

八十六、以下略

八十七、以下略

八十八、以下略

八十九、以下略

九十、以下略

九十一、以下略

九十二、以下略

九十三、以下略

九十四、以下略

九十五、以下略

九十六、以下略

九十七、以下略

九十八、以下略

九十九、以下略

一百、以下略

ワークシートに
書きましょう。



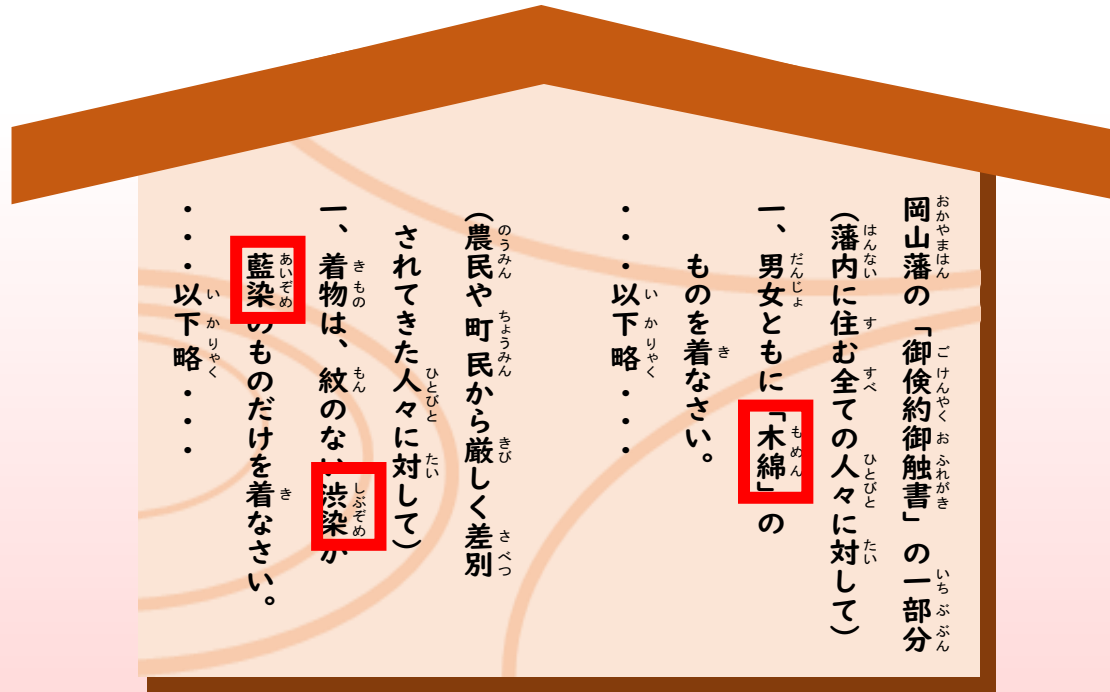
「渋染一揆」について

わたし ^{かんが}
私の考えは、

Large empty rounded rectangle for writing the answer.



「^{しぶぞめ}一揆^{いっき}」について



「^{さべつ}差別^{ひとびと}された人々」は、これらの^{ちが}違いをなくしてもらいたいと^{かんが}考えました。





「差別一揆」について

「差別された人々」は、これらの違いをなくすために
どのような行動をしたか考えてみましょう。

ワークシート

人権の窓

姓 名 氏 名

問題一

問題 差別された人々の「差別」を抜き、違いを付けて書きましょう。

問題 2つの「差別」の違いを、「差別された人々」はどのようにして乗り越えてきたか書きましょう。

問題 「差別された人々」は、これらの違いをなくすためにどのような行動をおこなったか考えて書きましょう。

まとめ

差別された人々は、私たちが生きる現在の問題でもあります。この問題を正しく理解し、一人一人が安心して自分らしく生活できる社会を作っていきましょう。

ワークシートに
書きましょう。





「渋染一揆」について

わたし ^{かんが}
私の考えは、



「渋染一揆」について

「差別された人々」は、これらの差別を受けるのはおかしいと主張しましたが、聞き入れてもらえませんでした。そこで、岡山藩50あまりの村から千数百人が団結して立ち上がり、嘆願書を携えて訴えました。

「嘆願書」の一部分

恐れおおいことですが、一族すべての意思で訴えます。

一、私たちが年貢を納めています。

御触書どおりの着物を着ると

いわれて、男も女もがっかり

して、農業にはげめません。

(中略)

一、生活にこまったとき、着物を売ってその場をしのげません。

以上、お考えあわせの上、これまでどおりにしてください。





「渋染一揆」について

「差別された人々」は、岡山藩に対し、違いをなくしてくれるよう嘆願書を携え、暴力を使わずに根気強く訴えました。この一揆には、検約令に苦しんでいた百姓も支持しました。

これらの行動の結果、岡山藩は、検約令を強いることはなく、「差別された人々」が「渋染」を着せられることはありませんでした。

このような岡山藩の取組を他の藩で差別されている人々が聞いたらどのように感じるでしょうか。考えてみましょう。

ワークシート

人権の窓

国 道 自治

国 検約令

国 岡山藩の検約令は、百姓の生活に大きな影響を与えています。岡山藩の検約令を廃止し、百姓の生活を守りましょう。

国 岡山藩の検約令は、百姓の生活に大きな影響を与えています。岡山藩の検約令を廃止し、百姓の生活を守りましょう。

国 岡山藩の検約令は、百姓の生活に大きな影響を与えています。岡山藩の検約令を廃止し、百姓の生活を守りましょう。

国 岡山藩の検約令は、百姓の生活に大きな影響を与えています。岡山藩の検約令を廃止し、百姓の生活を守りましょう。

国 岡山藩の検約令は、百姓の生活に大きな影響を与えています。岡山藩の検約令を廃止し、百姓の生活を守りましょう。

ワークシートに
か
書きましょう。



「渋染一揆」について

わたし ^{かんが}
私の考えは、



部落差別(同和問題)の解決をめざして

部落差別(同和問題)は、私たちが生きる現在の問題でもあります。
この問題を正しく理解し、一人一人が安心して自分らしく生活で
きる社会をつくっていきましょう。



はじめに
もどる